

技術者等の設置等及び工期の変更に関する特記仕様書

（趣旨）

第1条 この特記仕様書は、現場代理人の常駐、主任技術者または監理技術者（以下、監理技術者等という。）の設置及び工期の変更に関し必要な事項を定めるものとし、この特記仕様書に記載されていない事項は、埼玉県土木工事共通仕様書によるものとする。

（技術者等の設置等）

第2条 契約締結後、工事開始日までの期間（施工体制及び資機材の確保等、現場施工の着手（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等の開始）に向けた準備を始めるまでの期間）については、現場代理人の工事現場への常駐を要しないとともに、監理技術者等の工事現場への設置を要しない。

なお、工事開始日については、契約締結後、発注者と受注者が協議して定める。

（現場代理人等通知書の提出）

第3条 受注者は、第2条の協議を行う場合は、契約締結後速やかに、監理技術者等の欄を空欄とした現場代理人等通知書を提出する。

2 受注者は、第2条の協議により定めた工事開始日までに、監理技術者等を記載した現場代理人等通知書を提出する。

（CORINSへの登録）

第4条 受注者は、第3条の現場代理人等通知書を提出後、速やかにCORINSの登録を行う。CORINSの登録期間は、現場代理人は第3条第1項の提出日から、監理技術者等は工事開始日からとする。

（工期の変更）

第5条 契約締結後、工事の進捗状況により、発注者と受注者が協議の上、工期を変更することがある。